

進路だより

令和元年度 第2号
下関南総合支援学校 進路部
令和元年11月27日

〈第2回現場実習(普通科・中学部)〉

10月28日から11月8日まで、普通科および中学部3年生の生徒が現場実習に参加しました。実習先は一般企業、福祉事業所(生活介護、就労継続支援B型等)です。実習先の事業所の全面的な協力で、無事終了することができました。また、11月14日には、実習報告会が行われ、実習に参加した生徒全員が、生徒、教員、保護者の前で堂々と発表することができました。今回の実習では「働く」ことの意義を学び、将来の自分についての方向性等を考え、社会性やコミュニケーション力の重要性を考えるよい機会となりました。

以下、事業所からの評価の一部を紹介します。今後の学校や家庭での支援の参考になればと思います。



- ・明るく前向きな姿勢と順応性に優れている。
- ・自分から希望を伝えたり、質問することもできて積極を感じました。
- ・作業に関しては、わからないところは他の利用者の方から教えてもらいながら積極的に取り組まれていたと思います。
- ・作業を続けて行う内にご自身の役割を短い期間で習得され、安心してお任せすることができました。
- ・仕事は抜群にできます。理解力もあります。真面目に取り組みます。今後は就労する目的を明確にしていくと、就労意欲に繋がっていくものと思われます。
- ・言葉使いが丁寧で、だれに対しても挨拶・返事ができていました。周囲の状況判断から、経験のある一定の事柄(挨拶をする・トイレの順を待つ・服を着替える順を他者に譲るなど)について、ルールを守ることができます。
- ・自分の行動をふりかえり、できなかつたことはどうすればできるか考え、改善し実行する力があります。優先順位をつけ困っていること等を伝え相談する力がつくとよいと思います。
- ・興味のあることが目の前にあるといつもはできていることであっても制御が難しくなる傾向にあると思われます。

〈就労継続支援B型について〉

障害者総合支援法によると、就労継続支援B型は、『一般企業等での就労が困難な人に就労する機会を提供するとともに能力等の向上のために必要

な訓練を行う』とあります。

就労継続支援B型は障害者自立支援法以前では「授産施設」にあたり、「仕事をして工賃を受ける」ことを目的としています。市内には現在26事業所あり、今後も増加の傾向にあります。

仕事の内容はさまざまです。以前は事業所独自の小物を作つて販売したりしていましたが、国が提唱する工賃倍増の流れや、一般企業における人手不足問題などから、現在では一般企業(主に製造業)からの受注生産が大半を占めています。

その他、公園等の清掃や農作業、ポスティング、チラシ折り、またカフェなどを経営しているところもあります。

工賃は、一般企業ではないので最低賃金には該当しませんが、1か月平均1万数千円ほど、中には3~4万というところもあります。

利用できる条件は、①就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③上記の二つに該当しない者で就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 となっています。

高等学校および特別支援学校高等部を卒業後すぐには①の条件を満たしていないため、原則利用はできませんが、③の条件を満たせば利用可能ということになります。そのため、本校では卒業後すぐ利用希望の生徒には、在学中に就労移行支援事業所での2週間程度の実習を経て、アセスメントを受けることになっています。

